

伊賀市学生消防団活動認証制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、専修学校又はその他各種学校（以下「大学等」という。）に在学しながら、真摯かつ継続的に本市の消防団員として消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した者（以下「大学生等」という。）に対して、本市がその功績を認証することにより就職活動を支援することで、大学生等の消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 本制度による功績の認証（第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行ったもの（以下「認証対象団員」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（申請）

第3条 本制度による功績の認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に活動実績があると認め、市長に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦するときは、市長に認証推薦書（様式第2号）を提出するものとする。

3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績があったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

（審査）

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出されたときは、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の審査により認証することを決定したときは、第3条第2項の規定により認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前条の審査により認証しないことを決定したときは、第3条第2項の規定により認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、伊賀市学生消防団活動認証状(様式第5号)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から伊賀市学生消防団活動認証証明書交付申請書(様式第6号)の提出があったときは、当該被認証者の就職活動時に企業に提出するために必要となる範囲において、伊賀市学生消防団活動認証証明書(様式第7号)(以下「認証証明書」という。)を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認証の決定を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき又は刑に処せられたとき。
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があったとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があったとき。

2 前項の規定により認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第8条 市は、本制度について、消防団を通じて、消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、消防本部地域防災課において所掌する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。